

<2025 年 10 月>

傷 害 総 合 保 険

— 約款・特約集 —

明治安田損害保険株式会社

お 願 い

- この保険約款は、ご契約上の大切な事柄をご説明したものです。必ずご一読いただき、保険証券とともに保険期間満了まで大切に保管してください。
- もしおわかりになりにくい点、お気づきの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または当社におたずねください。
- 事故が起こった場合には、取扱代理店または当社へご連絡ください。
- 当社代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。

目 次

I. 傷害総合保険普通保険約款	1
II. 特約	23
・ 共同保険に関する特約	23
・ 就業中補償対象外特約	24
・ 就業中のみ補償特約	24
・ 天災補償特約	24
・ 特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金支払特約	25
・ 特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金支払特約	32
・ 携行品損害補償特約	40
・ 賠償責任補償特約	48
・ 賠償事故解決に関する特約	56
・ キャンセル費用補償特約	60
・ 救援者費用等補償特約	68
・ 介護保険金補償対象外特約	75
・ 家族特約	76
・ 家族特約（夫婦用）	81
・ 家族特約（配偶者補償対象外用）	86
・ 一般団体傷害総合保険保険料分割払特約	91
・ 保険料支払に関する特約	93
・ 熱中症補償特約	94
・ 食中毒補償特約	94
III. 職種一覧	95

— 特約に関するご注意 —

- ① 「熱中症補償特約」および「食中毒補償特約」は、すべてのご契約に適用されます。
- ② 「賠償責任補償特約」がセットされたご契約には、「賠償事故解決に関する特約」が適用されます。
(注)「レンタル用品賠償責任補償特約」「受託品賠償責任補償特約」には適用されません。
- ③ 「共同保険に関する特約」は、保険証券に共同保険分担割合表が添付されている場合に適用されます。
- ④ 上記以外の特約については、保険証券面上の特約欄に、特約名称が表示されている場合に適用されます。
- ⑤ この約款・特約集に掲載されているもの以外の特約をセットしてご契約された場合には、別途添付する特約をご覧ください。

傷害総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
介護保険金年額	保険証券記載の介護保険金年額をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすること（電磁的方法による場合を含みます。）によって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア．創傷処理 イ．皮膚切開術 ウ．デブリードマン エ．骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ．抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） （注1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注2）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養の

用語	定義
	うち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。 (注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金または介護保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(注)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

(注) 以下「事故」といいます。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その

者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。

- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注4）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（注6）を除きます。
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注7）もしくは核燃料物質（注7）によって汚染された物（注8）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）運転する地における法令によるものをいいます。

（注4）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（注5）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注6）政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

（注7）使用済燃料を含みます。

（注8）原子核分裂生成物を含みます。

- （2）当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様によ

り乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（死亡保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

（注）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

（2）第34条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（3）第34条（死亡保険金受取人の変更）（8）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{後遺障害保険金の額}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

（2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（1）のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

（3）別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

（4）同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

（5）既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} - \text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} = \text{適用する割合}$$

第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数（注）} = \text{入院保険金の額}$$

（注）保険証券記載の支払対象期間を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の支払対象期間を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

（2）（1）の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（3）被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

（4）当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の支払対象期間内に病院または診療所において、第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限り（注1）。

① 入院中（注2）に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 10 = \text{手術保険金の額}$$

② ①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 5 = \text{手術保険金の額}$$

（注1）1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

（注2）第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条（通院保険金の支払）

（1）当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数（注）} = \text{通院保険金の額}$$

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の支払対象期間を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

（2）（1）の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注1）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること（注2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限り（注3）。

① 長管骨（注3）または脊柱

② 長管骨（注3）に接続する3大関節部分（注4）

③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限り（注3）。

④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り（注3）。

（注1）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り（注3））、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限り（注3））およびハローベストをいいます。

（注2）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限り（注3）。

（注3）上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

- (注4) 上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。
- (3) 当会社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（介護保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者以外の医師の診断により、別表3に掲げる重度後遺障害による要介護状態に該当する場合は、次の算式によって算出した額を介護保険金として被保険者に支払います。

$$\text{介護保険金年額} \times \text{要介護期間（注1）の年数} = \text{介護保険金の額（注2）}$$

(注1) 事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の別表3に掲げる重度後遺障害による要介護状態である期間をいいます。

(注2) 要介護期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。

- (2) 当会社は、いかなる場合においても、別表3に掲げる重度後遺障害による要介護状態でなくなった日以降の期間に対しては、介護保険金を支払いません。
- (3) 被保険者が介護保険金の支払を受けられる期間中にさらに介護保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては介護保険金を支払いません。

第10条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第11条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第12条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第13条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時（注）に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金

を支払いません。

第14条（告知義務）

- （１）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- （２）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （３）（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① （２）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- （注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- （４）（２）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （５）（４）の規定は、（２）に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- （１）保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- （２）職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も（１）と同様とします。
- （３）保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく（１）または（２）の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率（注１）が変更前料率（注２）よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注３）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注２）の変更後料率（注１）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- （注１）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- （注２）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- （注３）（１）または（２）の変更の事実をいいます。
- （４）（３）の規定は、当会社が、（３）の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- （注）（１）または（２）の変更の事実をいいます。
- （５）（３）の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- （注）（１）または（２）の変更の事実をいいます。
- （６）（３）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注１）が生じ、この保険契約の引受範囲（注２）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、こ

の保険契約を解除することができます。

（注１）（１）または（２）の変更の事実をいいます。

（注２）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

（７）（６）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（注）（１）または（２）の変更の事実をいいます。

第 16 条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第 17 条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったとき。

（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第 18 条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第 19 条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 20 条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第 21 条（重大事由による解除）

（１）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第22条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条(1) ④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3) の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第 23 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 24 条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

（１）第14条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（２）職業または職務の変更の事実（注１）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、次の規定に従うものとします。

① 変更後料率（注２）が、変更前料率（注３）よりも高い場合には、当会社は、その差に基づき、職業または職務の変更の事実（注１）が生じた時以降の期間（注４）に対し月割（注５）をもって計算した保険料を請求します。

② 変更後料率（注２）が、変更前料率（注３）よりも低い場合には、当会社は、その差に基づき計算した保険料について、職業または職務の変更の事実（注１）が生じた時までの期間（注６）に対し月割（注５）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注１）第 15 条（職業または職務の変更に関する通知義務）（１）または（２）の変更の事実をいいます。

（注２）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注３）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注４）保険契約者または被保険者の申出に基づく、第 15 条（１）または（２）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

（注５）１か月に満たない期間は１か月とします。

（注６）保険契約者または被保険者の申出に基づく、第 15 条（１）または（２）の変更の事実が生じた時までの期間をいいます。

（３）当会社は、保険契約者が（１）または（２）①の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。

（４）（１）の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（２）①の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注１）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注２）の変更後料率（注３）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注１）第 15 条（職業または職務の変更に関する通知義務）（１）または（２）の変更の事実をいいます。

（注２）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注３）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（６）（１）および（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、次の規定に従うものとします。

① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高い場合には、当会社は、その差に基づき、未経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を請求します。

② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低い場合には、当会社は、その差に基づき計算した保険料について、既経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）１か月に満たない期間は１か月とします。

(7)(6)①の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第 25 条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第 17 条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、第 5 条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

（注）1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

第 26 条（保険料の返還－取消しの場合）

第19条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第 27 条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第14条（告知義務）（2）、第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）、第21条（重大事由による解除）（1）または第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

(2) 第20条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

(3) 第21条（重大事由による解除）（2）の規定により、当会社がこの保険契約（注 1）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注 2）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注 1）その被保険者に係る部分に限ります。

（注 2）1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

(4) 第22条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注 1）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注 2）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注 1）その被保険者に係る部分に限ります。

（注 2）1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

(5) 第22条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注 1）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注 2）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注 1）その被保険者に係る部分に限ります。

（注 2）1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

第 28 条（事故の通知）

(1) 被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による

通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 入院保険金については、被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の支払対象期間を経過した時のいずれか早い時
- ④ 手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
- ⑤ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の支払対象期間を経過した時のいずれか早い時
- ⑥ 介護保険金については、被保険者が別表3に掲げる重度後遺障害による要介護状態でなくなった時

(2) (1)の規定にかかわらず、要介護期間(注)が1年以上継続する場合には、当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申し出によって、1年を単位として、介護保険金の内払を行います。

(注)事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の別表3に掲げる重度後遺障害による要介護状態である期間をいいます。

(3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表4に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注)第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(6) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反し

た場合または（３）、（４）もしくは（６）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 30 条（保険金の支払時期）

（１）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（３）および（４）の規定による手続を完了した日をいいます。

（２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３） 180日
- ② （１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ （１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から④までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ （１）①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注１）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（３）および（４）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（４）（１）または（２）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第 31 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（１）当会社は、第28条（事故の通知）の規定による通知または第29条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第32条(時効)

保険金請求権は、第29条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第33条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第34条(死亡保険金受取人の変更)

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3)(2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。

(4)(3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6)(5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に對抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(7)(2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

(9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第35条(保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2)(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条(保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または

死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 37 条（契約内容の登録）

(1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会に登録することができるものとします。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日、性別および同意の有無
- ③ 死亡保険金受取人の氏名
- ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 当会社名

(2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を一般社団法人日本損害保険協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

(3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 一般社団法人日本損害保険協会および各損害保険会社は、(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果を、(1) の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果について、当会社または一般社団法人日本損害保険協会に照会することができます。

第 38 条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第 39 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 40 条（電磁的方法による手続）

当会社は、保険契約者または被保険者が当会社に提出する書類について、書面に代えて電磁的方法により提出することを認めることがあります。

第 41 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 第 4 条（保険金を支払わない場合—その 2）①の運動等

山岳登山（注 1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注 2）操縦（注 3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注 4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注 1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが 5 m 以下であるボルダリングを除きます。

（注 2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注 3）職務として操縦する場合を除きます。

（注 4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表 2 後遺障害等級表

等 級	後遺障害	保険金 支払割合
第 1 級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼 ^そ および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第 2 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとし す。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第 3 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができな いもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、そ の他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第 4 級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨 の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては 指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第 5 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服 することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服すること ができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったもの をいいます。以下同様とします。）	59%
第 6 級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの	50%

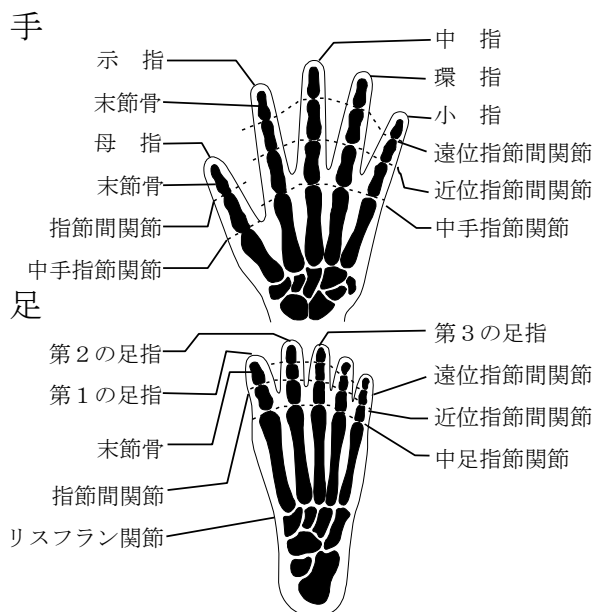
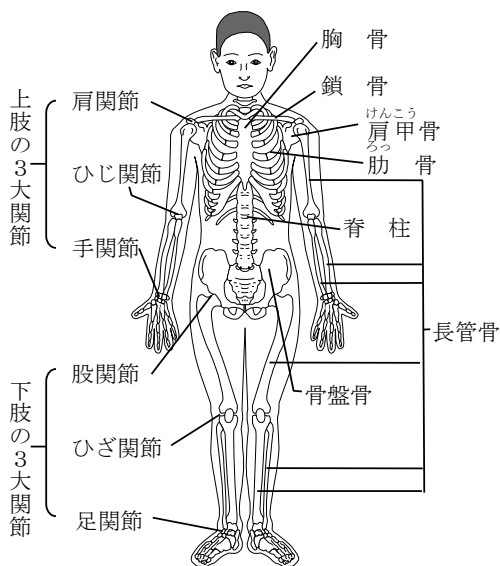
等 級	後遺障害	保険金 支払割合
	^そ (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1 上肢の3大関節中の2 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の3大関節中の2 関節の用を廃したもの (8) 1 手の5 の手指または母指を含み4 の手指を失ったもの	
第7級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み3 の手指または母指以外の4 の手指を失ったもの (7) 1 手の5 の手指または母指を含み4 の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1 の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の ^{こう} 睪丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み2 の手指または母指以外の3 の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み3 の手指または母指以外の4 の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢を5 cm以上短縮したもの (6) 1 上肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の3大関節中の1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) ^そ 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	26%

等 級	後遺障害	保険金 支払割合
	(8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼 ^そ または言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴 ^{てつ} を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴 ^{てつ} を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 40 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴 ^{てつ} を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨 ^{ろつ} 、肩甲骨 ^{けんこう} または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの	10%

等 級	後遺障害	保険金 支払割合
	(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 第9条（介護保険金の支払）（1）の重度後遺障害による要介護状態

別表2の第1級、第2級または第3級（3）もしくは（4）に掲げる後遺障害（注1）が生じた場合（注2）で、終日就床しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。

1. 歩行の際に、補助用具（注3）を用いても、下表の1. に規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。
2. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（注3）を用いても、それぞれ下表の2. から5. までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

- （1）食 事
- （2）排せつ
- （3）入 浴
- （4）衣類の着脱

（注1）第6条（後遺障害保険金の支払）（3）の規定に基づき、これらの後遺障害に該当するとみなされるものを含みます。

（注2）第6条（4）①から④までの規定を適用する場合の保険金支払割合または同条（5）の規定を適用する場合の割合が別表2の第2級に対する保険金支払割合以上であるときを含みます。

（注3）義手、義足、車いす等をいいます。

〈表〉

1. 歩 行 （1） 両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。 （2） 自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。 （3） 自分では全く移動することができない。 2. 食 事 （1） 食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。 （2） 自分では全く食事ができない（身体の障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または、流動食に限られている場合を含む）。 3. 排せつ （1） 自分では拭取りの始末ができない。 （2） 自分では座位を保持することができない。 （3） かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。 （4） 医師から絶対安静を命じられているため、しびん等を使用している。 4. 入 浴 （1） 自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。 （2） 自分では浴槽の出入りができない。 （3） 自分では全く入浴ができない。 5. 衣類の着脱 衣類を工夫しても自分では全く手足を衣類に通せない。

別表 4 保険金請求書類

提出書類 \ 保険金種類	死 亡	後 遺 障 害	入 院	手 術	通 院	介 護
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○
2. 保 険 証 券	○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○					
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○	
8. 当会社の定める要介護状況報告書						○
9. 別表 3 に掲げる重度後遺障害による要介護状態の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書および診療明細（当会社の定める様式とします。）						○
10. 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書	○	○	○	○	○	○
11. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○					
12. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○	○
13. 被保険者の戸籍謄本	○					
14. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○					
15. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○	○
16. その他当社が第 30 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

特 約

共同保険に関する特約

この特約は、保険証券に共同保険分担割合表が添付されている場合に適用されます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までの事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく契約内容の変更の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券等に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までの事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

就業中補償対象外特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に対しては、普通保険約款の規定により支払われる保険金を支払いません。

（注）通勤途上を含みません。

第2条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯される保険契約に家族特約が付帯された場合には、前条の規定中「被保険者」とあるのは「家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えるものとします。

第3条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯される保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、第1条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者」とあるのは「家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えるものとします。

第4条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯される保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、第1条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者」とあるのは「家族特約（配偶者補償対象外用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えるものとします。

就業中のみ補償特約

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に限り、普通保険約款の規定により支払われる保険金を支払います。

（注）通勤途上を含みます。

天災補償特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）（1）⑩および⑪の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金および 通院保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	普通保険約款およびこの特約に基づく保険契約の保険期間の末日（注）を保険期間の初日とする保険契約をいいます。 （注）その保険契約が保険期間の末日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
保険金	後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- （2）（1）の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

第3条（後遺障害保険金の支払）

- （1）当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{普通保険約款別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- （2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（1）のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- （3）普通保険約款別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- （4）同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

- （5）既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\frac{\text{普通保険約款別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \text{適用する割合}$$

(6) この特約の規定に基づき当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）および（1）から（5）までの規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

第4条（入院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \quad \times \quad \text{入院した日数（注）} \quad = \quad \text{入院保険金の額}$$

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第5条（通院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \quad \times \quad \text{通院した日数（注）} \quad = \quad \text{通院保険金の額}$$

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 当社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第6条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）

(1) 普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）および第3条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。

(2) 普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）および第3条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

(3) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当社は、重複しては普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。

(4) 第4条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

(5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当社は、重複しては普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第7条（保険金を支払わない場合－その1）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（注4）を除きます。
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

（注5）使用済燃料を含みます。

（注6）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第8条（保険金を支払わない場合－その2）

（1）当会社は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

（2）（1）の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第9条（発病の通知）

（1）被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- ② 入院保険金については、被保険者が発病した特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 通院保険金については、被保険者が発病した特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ② 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - ③ 被保険者の印鑑証明書
 - ④ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑤ 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑥ その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、特定感染症発病の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、特定感染症の程度ならびに治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2)(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果の照会(注3) 180日

② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4)(1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第12条(当会社の指定する医師が作成した診断書の要求)

(1) 当会社は、第9条(発病の通知)の規定による通知または第10条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。

(2)(1)の規定による診断のために要した費用(注)は、当会社が負担します。

(注) 収入の喪失を含みません。

第13条(時効)

保険金請求権は、第10条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条(普通保険約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)から第11条(死亡の推定)、第15条(職業または職務の変更に係る通知義務)、第24条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に係る通知義務等の場合)(2)および(5)ならびに第28条(事故の通知)から第32条(時効)までの規定は適用しません。

第15条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（用語の定義）危険の定義中「傷害の発生」とあるのは「特定感染症の発病」
- ② 第12条（他の身体の障害または疾病の影響）（1）の規定中「被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った」および「同条の傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」、同条（2）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
- ③ 第13条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ④ 第14条（告知義務）（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」、同条（4）の規定中「傷害の発生」とあるのは「特定感染症の発病」、同条（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑤ 第21条（重大事由による解除）（1）①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとした」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようとした」、同条（2）および（3）の規定中「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が発病した特定感染症」、同条（3）の規定中「傷害（注1）の発生」とあるのは「特定感染症（注1）の発病」、「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑥ 第24条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に係る通知義務等の場合）（7）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑦ 第33条（代位）の規定中「傷害」とあるのは「発病した特定感染症」

第16条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- （1）この特約が付帯される保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
- （2）この特約が付帯される保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第3条（被保険者の範囲）（2）の規定中「普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害の原因となった事故の発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。
- （3）この特約が付帯される保険契約に家族特約が付帯された場合には、普通保険約款第21条（重大事由による解除）（3）の規定中「家族に生じた傷害」とあるのは「家族が発病した特定感染症」と読み替えて適用します。

第17条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- （1）この特約が付帯される保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、同特約第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
- （2）この特約が付帯される保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、同特約第3条（被保険者の範囲）（2）の規定中「普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害の原因となった事故の発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。
- （3）この特約が付帯される保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、普通保険約款第21条（重大事由による解除）（3）の規定中「夫婦に生じた傷害」とあるのは「夫婦が発病した特定感染症」と読み替えて適用します。

第18条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

- （1）この特約が付帯される保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、同特約第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
- （2）この特約が付帯される保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、同特約第3条（被保険者の範囲）（2）の規定中「普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害の原因となった事故の発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。
- （3）この特約が付帯される保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、普通保険約款第21条（重大事由による解除）（3）の規定中「家族に生じた傷害」とあるのは「家族が発病した

特定感染症」と読み替えて適用します。

第 19 条（交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

- （１）この特約が付帯される保険契約に交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合には、同特約第 3 条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
- （２）交通事故傷害のみ補償特約が同時に付帯された場合には、同特約第 6 条（家族特約が付帯された場合の取扱い）（３）、第 7 条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）（３）および第 8 条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）（３）の規定中「交通事故傷害のみ補償特約第 2 条（保険金を支払う場合）（１）の傷害の原因となった事故発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。

第 20 条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第 21 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および 葬祭費用保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	普通保険約款およびこの特約に基づく保険契約の保険期間の末日（注）を保険期間の初日とする保険契約をいいます。 （注）その保険契約が保険期間の末日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	第6条（葬祭費用保険金の支払）の葬祭費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
保険金	後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- （2）（1）の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

第3条（後遺障害保険金の支払）

- （1）当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{普通保険約款別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- （2）（1）の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（1）のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- （3）普通保険約款別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- （4）同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表2に掲げる加重後の後遺障害 — 既にあった後遺障害に該当する
に該当する等級に対する保険金支払割合 — 等級に対する保険金支払割合 = 適用する割合

(6) この特約の規定に基づき当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）および（1）から（5）までの規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

第4条（入院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数（注） = 入院保険金の額

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第5条（通院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数（注） = 通院保険金の額

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 当社は、(1) の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第6条（葬祭費用保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、300万円を限度としてその費用の負担者に葬祭費用保険金を支払います。

(2) 他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が、(1) の葬祭費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

(1) の葬祭費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第7条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）

- (1) 普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）および第3条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
- (2) 普通保険約款の規定に基づき当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）および第3条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。
- (3) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当社は、重複しては普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。
- (4) 第4条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当社は、重複しては普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第8条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（注4）を除きます。
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

（注5）使用済燃料を含みます。

（注6）原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第9条（保険金を支払わない場合—その2）

- （1）当会社は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- （2）（1）の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第10条（発病の通知）

- （1）被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ② 入院保険金については、被保険者が発病した特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 通院保険金については、被保険者が発病した特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ④ 葬祭費用保険金については、保険契約者または被保険者の親族が葬祭費用を負担した時

- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
- ② 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- ③ 死亡診断書または死体検案書
- ④ 被保険者の戸籍謄本
- ⑤ 被保険者の印鑑証明書
- ⑥ 葬祭費用の支出を証明する書類
- ⑦ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- ⑧ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- ⑨ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（5）当社は、特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の支払時期）

（1）当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、特定感染症発病の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、特定感染症の程度ならびに治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果の照会（注3） 180日

② （1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ （1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4)(1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第13条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第10条(発病の通知)の規定による通知または第11条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2)(1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第14条(時効)

保険金請求権は、第11条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第15条(代位)

(1) 当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその発病した特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

(2)(1)の規定にかかわらず、第6条(葬祭費用保険金の支払)の費用が生じたことにより保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合

保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(3)(2)②の場合において、当会社に移転せずに保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(4) 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(2)または(3)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条(普通保険約款の適用除外)

(1) この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合—その1)から第11条(死亡の推定)、第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第24条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)ならびに第28条(事故の通知)から第33条(代位)までの規定は適用しません。

(2) 保険契約者または被保険者が普通保険約款第21条(重大事由による解除)(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、同条(3)の規定は、同条(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない葬祭費用の負担者に生じた損害

については適用しません。

第 17 条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第 1 条（用語の定義）危険の定義中「傷害の発生」とあるのは「特定感染症の発病」
- ② 第 12 条（他の身体の障害または疾病の影響）（1）の規定中「被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害を被った」および「同条の傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」、同条（2）の規定中「第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
- ③ 第 13 条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ④ 第 14 条（告知義務）（3）③の規定中「第 2 条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」、同条（4）の規定中「傷害の発生」とあるのは「特定感染症の発病」、同条（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑤ 第 21 条（重大事由による解除）（1）①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとした」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようとした」、同条（2）①および（注）の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または葬祭費用の負担者」、同条（2）および（3）の規定中「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者が発病した特定感染症」、同条（3）の規定中「傷害（注 1）の発生」とあるのは「特定感染症（注 1）の発病」、「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
- ⑥ 第 24 条（保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更にに関する通知義務等の場合）（7）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した特定感染症」

第 18 条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- （1）この特約が付帯される保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第 2 条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
- （2）この特約が付帯される保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第 3 条（被保険者の範囲）（2）の規定中「普通保険約款第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害の原因となった事故の発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。
- （3）この特約が付帯される保険契約に家族特約が付帯された場合には、普通保険約款第 21 条（重大事由による解除）（2）②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または葬祭費用の負担者」、同条（3）の規定中「家族に生じた傷害」とあるのは「家族に発病した特定感染症」と読み替えて適用します。

第 19 条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- （1）この特約が付帯される保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、同特約第 2 条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
- （2）この特約が付帯される保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、同特約第 3 条（被保険者の範囲）（2）の規定中「普通保険約款第 2 条（保険金を支払う場合）の傷害の原因となった事故の発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。
- （3）この特約が付帯される保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、普通保険約款第 21 条（重大事由による解除）（2）②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または葬祭費用の負担者」、同条（3）の規定中「夫婦に生じた傷害」とあるのは「夫婦が発病した特定感染症」と読み替えて適用します。

第 20 条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

- （1）この特約が付帯される保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、同特約第 2 条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯される保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には同特約第3条（被保険者の範囲）（2）の規定中「普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害の原因となった事故の発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。

(3) この特約が付帯される保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、普通保険約款第21条（重大事由による解除）（2）②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または葬祭費用の負担者」、同条（3）の規定中「家族に生じた傷害」とあるのは「家族が発病した特定感染症」と読み替えて適用します。

第21条（交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯される保険契約に交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合には、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

(2) 交通事故傷害のみ補償特約が同時に付帯された場合には、同特約第6条（家族特約が付帯された場合の取扱い）（3）、第7条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）（3）および第8条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）（3）の規定中「交通事故傷害のみ補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害の原因となった事故発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。

第22条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第23条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

携行品損害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 （注）定期券は除きます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、偶然な事故（注）によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

（注）以下この特約において「事故」といいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意または重大な過失。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注4）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（注6）を除きます。
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質（注7）もしくは核燃料物質（注7）によって汚染された物（注8）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。

- ⑫ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ⑬ 保険の対象の自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑭ 保険の対象のすり傷、かき傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑮ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- ⑯ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
- ⑰ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- (注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注6) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- (注7) 使用済燃料を含みます。
- (注8) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険の対象およびその範囲）

- (1) 保険の対象は、住宅外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 船舶（注1）、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
 - ② 自転車、ハンググライダーおよびこれらの付属品
 - ③ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずる物
 - ④ 動物および植物
 - ⑤ 手形その他の有価証券（注2）、印紙、切手
 - ⑥ 預金証書または貯金証書（注3）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
 - ⑦ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - ⑧ その他下欄記載の物

--

- (注1) ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注2) 小切手は除きます。
- (注3) 通帳およびキャッシュカードを含みます。

第5条（損害額の決定）

- (1) 当社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（注）は損害額に含まれません。
- (注) 格落損をいいます。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を決

定します。

(4) 保険契約者または被保険者が次に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

① 第8条(事故発生時の義務)(1)③に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であったと認められるもの

② 第8条(1)④に規定する手続のために必要な費用

(5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。

(6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(4)①および②の費用の合計額を損害額とします。

(7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

第6条(保険金の支払額)

(1) 当会社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条(事故発生時の義務)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度ならびにこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所および氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社へ通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 損害が盗難によって生じた場合には、遅滞なく警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる届出のいずれかをただちに行うこと。

ア. 小切手の場合

その小切手の振出人(注1)および支払金融機関への届出

イ. 乗車券等の場合

その運輸機関(注2)または発行者への届出

③ 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずるこ

と。

- ④ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
- ⑤ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
- ⑥ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ 当会社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）被保険者が振出人である場合を除きます。

（注2）宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

（注3）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- （2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）①から⑧までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① （1）①、②または⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② （1）③に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ③ （1）④に違反した場合は、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額
- ④ （1）⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

- （3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）①、②もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- （1）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者がこの特約にかかる保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 公の機関（注）の事故証明書。ただし、保険の対象の盗難による損害の場合には、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類。
- ③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
- ④ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注）やむを得ない場合には、第三者とします。

- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- （4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- （5）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべ

き者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）保険価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第11条（盗難品の発見）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者の所有に属するものとします。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第5条（損害額の決定）(4)①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- (4) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、支払った保険金の額の保険価額（注1）に対する割合によって、当会社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注2）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

（注1）保険の対象が乗車券等の場合は損害額をいいます。

（注2）第5条（損害額の決定）(4)①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

- (5) (2)または(4)ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の破損または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害額は第5条（損害額の決定）の規定によって決定します。

第13条（時効）

保険金請求権は、第9条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第15条（普通保険約款の適用除外）

- (1) 普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）から第12条（他の身体の障害または疾病の影響）まで、第15条（職業または職務の変更にに関する通知義務）、第22条（被保険者による保険契約の解除請求）、第24条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更にに関する通知義務等の場合）(2)および(5)ならびに第28条（事故の通知）から第34条（死亡保険金受取人の変更）までの規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が普通保険約款第21条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれかに該当す

ることにより同条（１）の規定による解除がなされた場合には、同条（３）の規定は、同条（１）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第 16 条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第 1 条（用語の定義）危険の定義中「傷害」とあるのは「携行品損害補償特約第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害」
- ② 第 13 条（保険責任の始期および終期）（３）の規定中「事故による傷害」とあるのは「携行品損害補償特約第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害」
- ③ 第 14 条（告知義務）（３）③の規定中「第 2 条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「携行品損害補償特約第 2 条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に」
- ④ 第 14 条（４）の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「損害が生じた後に」
- ⑤ 第 14 条（５）の規定中「傷害」とあるのは「携行品損害補償特約第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害」
- ⑥ 第 21 条（重大事由による解除）（１）①の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑦ 第 21 条（３）の規定中「傷害」とあるのは「携行品損害補償特約第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害」
- ⑧ 第 24 条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更にに関する通知義務等の場合）（７）の規定中「事故による傷害」とあるのは「携行品損害補償特約第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害」

第 17 条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- （１）この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第 2 条（保険金を支払わない場合）および第 4 条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （２）この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、普通保険約款第 21 条（重大事由による解除）（３）の規定中「家族」とあるのは「被保険者」、家族特約第 10 条（保険料の返還—解除の場合）（３）の規定中「家族」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第 18 条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- （１）この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、同特約第 2 条（保険金を支払わない場合）および第 4 条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （２）この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、普通保険約款第 21 条（重大事由による解除）（３）の規定中「夫婦」とあるのは「被保険者」、家族特約（夫婦用）第 10 条（保険料の返還—解除の場合）（３）の規定中「夫婦」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第 19 条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

- （１）この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、同特約第 2 条（保険金を支払わない場合）および第 4 条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （２）この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、普通保険約款第 21 条（重大事由による解除）（３）の規定中「家族」とあるのは「被保険者」、家族特約（配偶者補償対象外用）第 10 条（保険料の返還—解除の場合）（３）の規定中「家族」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第 20 条（交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合には、同特約第 3 条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第 21 条（個別適用）

この特約の規定は、第6条（保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第22条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 （注）特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーパビリフト等座席装置のないリフト等は除きます。 （注）専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいい、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	普通保険約款第1条（用語の定義）に規定する被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、次に掲げる偶然な事故（注1）のいずれかにより、他人の身体の障害（注2）または他人の財物の損壊（注3）（注4）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活（注5）に起因する偶然な事故

（注1）以下この特約において「事故」といいます。

（注2）傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。

（注3）財物の滅失、破損または汚損をいいます。

（注4）日本国内において発生した事故による軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能を含みます。

（注5）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（被保険者の範囲）

（1）この特約における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人またはその配偶者の同居の親族
- ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ④ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注1）。ただし、本人に関する事故に限ります。
- ⑤ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

（注1）監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。

（注2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

（2）（1）の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（注3）を除きます。
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については除きます。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（注2）について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶・車両（注3）、銃器（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- （注1）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- （注2）財物の滅失、破損または汚損をいいます。
- （注3）原動力が専ら人力であるものを除きます。また、車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート、ならびに移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車および歩行補助車を含みません。
- （注4）空気銃を除きます。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 事故が発生した場合において、被保険者が第9条（事故発生時の義務）（1）②に規定する損害の発生または拡大の防止のため要した費用のうち必要または有益であったと認められる費用および同条（1）③の手續のために必要な費用
- ③ ②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手

当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用

- ④ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ⑥ 第10条（当会社による解決）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用

第6条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額（注）を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険金額を支払の限度とします。
 - ② 前条②から⑥までの費用についてはその全額。ただし、同条④および⑤の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。
- （注）支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（2）（1）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額（注）の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額（注）を差し引いた額とします。

（注）支払保険金または支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第8条（先取特権）

（1）事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第5条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
- （注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

（3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場

合を除きます。

(注) 第5条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

第9条(事故発生時の義務)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所および氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社へ通知すること。この場合において、当会社へ書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ③ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
- ④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく当会社へ通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当会社へ通知すること。
- ⑦ 当会社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)①または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② (1)②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ③ (1)③に違反した場合は、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額
- ④ (1)④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条(当会社による解決)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社へ協力しなければなりません。

第11条(保険金の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者がこの特約にかかる保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ③ 損害を証明する書類

- ④ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑤ その他当社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の３親等内の親族
- （注）普通保険約款第１条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- （５）当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （６）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（５）の規定に違反した場合または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 12 条（保険金の支払時期）

- （１）当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注 3） 180 日
 - ② （１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ （１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、

後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日

④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日

⑤ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

（注１）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（４）（１）または（２）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第 13 条（時効）

保険金請求権は、第 11 条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 14 条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第 15 条（普通保険約款の適用除外）

（１）普通保険約款第 3 条（保険金を支払わない場合－その 1）から第 12 条（他の身体の障害または疾病の影響）まで、第 15 条（職業または職務の変更に係る通知義務）、第 22 条（被保険者による保険契約の解除請求）、第 24 条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に係る通知義務等の場合）（２）および（５）ならびに第 28 条（事故の通知）から第 34 条（死亡保険金受取人の変更）までの規定は適用しません。

（２）保険契約者または被保険者が普通保険約款第 21 条（重大事由による解除）（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより同条（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、同条（３）の規定は、次の損害については適用しません。

① 同条（１）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② 同条（１）③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第 16 条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第 1 条（用語の定義）危険の定義中「傷害」とあるのは「賠償責任補償特約第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害」
- ② 第 13 条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「事故による傷害」とあるのは「賠償責任補償特約第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害」
- ③ 第 14 条（告知義務）（3）③の規定中「第 2 条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「賠償責任補償特約第 2 条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に」
- ④ 第 14 条（4）の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「損害が生じた後に」
- ⑤ 第 14 条（5）の規定中「傷害」とあるのは「賠償責任補償特約第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害」
- ⑥ 第 21 条（重大事由による解除）（1）①の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑦ 第 21 条（3）の規定中「傷害」とあるのは「賠償責任補償特約第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害」
- ⑧ 第 24 条（保険料の返還または請求一告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（7）の規定中「事故による傷害」とあるのは「賠償責任補償特約第 2 条（保険金を支払う場合）の事故による損害」
- ⑨ 第 27 条（保険料の返還一解除の場合）（3）の規定中「被保険者」とあるのは「本人」

第 17 条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- （1）この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第 2 条（保険金を支払わない場合）および第 4 条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （2）この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、第 1 条（用語の定義）本人の定義中「普通保険約款第 1 条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約第 1 条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。
- （3）この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、普通保険約款第 21 条（重大事由による解除）（3）の規定中「家族」とあるのは「被保険者」、家族特約第 10 条（保険料の返還一解除の場合）（3）の規定中「家族」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第 18 条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- （1）この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、同特約第 2 条（保険金を支払わない場合）および第 4 条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （2）この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、第 1 条（用語の定義）本人の定義中「普通保険約款第 1 条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（夫婦用）第 1 条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。
- （3）この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、普通保険約款第 21 条（重大事由による解除）（3）の規定中「夫婦」とあるのは「被保険者」、家族特約（夫婦用）第 10 条（保険料の返還一解除の場合）（3）の規定中「夫婦」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第 19 条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

- （1）この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、同特約第 2 条（保険金を支払わない場合）および第 4 条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （2）この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、第 1 条（用語の定義）本人の定義中「普通保険約款第 1 条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（配偶者補償対象外用）第 1 条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。
- （3）この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、普通保険約款第 21 条（重大事由による解除）（3）の規定中「家族」とあるのは「被保険者」、家族特約（配偶者補償対象外用）第 10 条（保険料の返還一解除の場合）（3）の規定中「家族」とあるのは「本人」と読

み替えて適用します。

第 20 条（交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合には、同特約第 3 条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第 21 条（個別適用）

この特約の規定は、第 6 条（保険金の支払額）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第 22 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

賠償事故解決に関する特約

この特約は、「賠償責任補償特約」がセットされている場合に、「賠償責任補償特約」に自動的に適用されます。

(注)「レンタル用品賠償責任補償特約」「受託品賠償責任補償特約」には適用されません。

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	賠償責任補償特約の補償内容に規定する事故のうち、賠償責任補償特約および賠償責任補償特約に付帯される他の特約の規定により保険金の支払われるべき事故をいいます。ただし、日本国内において生じた事故に限り、かつ、被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
賠償責任補償特約	保険証券にこの特約を適用することが記載された賠償責任補償特約をいいます。
被保険者	賠償責任補償特約の被保険者をいいます。

第2条（当会社による援助）

- (1) 被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。
- (2) (1) に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第3条（当会社による解決）

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）を行います。
- ① 被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件に同意している場合
 - ② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
(注) 弁護士を選任を含みます。
- (2) (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定にかかわらず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）を行いません。
- ① 1回の事故について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、賠償責任補償特約の保険金額を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなくて被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 賠償責任補償特約について適用される免責金額がある場合は、1回の事故について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、その免責金額を下回る場合
(注) 弁護士を選任を含みます。
- (4) (1) に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。
- (注) 弁護士を選任を含みます。

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故について当社が賠償責任補償特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (注) 同一事故について既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額から、次に掲げる額のうちいずれか大きい額を差し引くことにより算出される額をいいます。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
 - ② 賠償責任補償特約について適用される免責金額
- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) (2)①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の事故について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が賠償責任補償特約の保険金額を超えると認められるときは、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また、当社は、(2)の規定にかかわらず、損害賠償額を支払いません。
- (注) 同一事故について既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故について当社が賠償責任補償特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
- ① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。
 - ② 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注) 同一事故について既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第5条(損害賠償額の請求および支払)

- (1) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- ① 損害賠償額の請求書
 - ② 当社の定める事故状況報告書

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ④ 損害を証明する書類
 - ⑤ その他当社が（４）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （２）当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、（１）に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （３）損害賠償請求権者が、正当な理由がなく（２）の規定に違反した場合または（１）もしくは（２）に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- （４）当社は、前条（２）①から④までのいずれかまたは同条（７）①もしくは②に該当する場合は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- （注）損害賠償請求権者が（１）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （５）（４）に規定する確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（４）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- ① （４）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注 3） 180 日
 - ② （４）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90 日
 - ③ （４）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
 - ④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における（４）①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
 - ⑤ （４）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- （注 1）損害賠償請求権者が（１）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注 2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注 3）弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- （６）（４）および（５）に規定する確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（４）または（５）の期間に算入しないものとします。
- （注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 6 条（損害賠償請求権の行使期限）

第 4 条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、

これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第7条（個別適用）

この特約は、特に記載がないかぎり、賠償責任補償特約ごとに適用します。

キャンセル費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
キャンセル事由	被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族の死亡、傷害または疾病による入院をいいます。
継続契約	普通保険約款およびこの特約に基づく保険契約の保険期間の末日（注）を保険期間の初日とする保険契約をいいます。 （注）その保険契約が保険期間の末日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
自己負担額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいい、保険証券記載の免責金額またはキャンセル費用の額の20%に相当する額のいずれか高い額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、キャンセル事由によって、被保険者が第3条（特定のサービスの範囲）に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
- （2）（1）に規定する被保険者と被保険者以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

第3条（特定のサービスの範囲）

第2条（保険金を支払う場合）（1）の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- ② 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ③ 航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送
- ④ 宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ⑤ 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供
- ⑥ 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

第4条（キャンセル費用の範囲）

- （1）第2条（保険金を支払う場合）（1）のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供を受けられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用をいいます。
- （2）（1）のキャンセル費用は、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、被保険者がサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- （3）（1）のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、被保険者に対して提

供されるサービスに係るキャンセル費用に限りです。

第5条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）

（1）当社は、次に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、保険金を支払います。

① 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日以降。ただし、被保険者以外の死亡の場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。

② 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内

（2）当社は、（1）に規定する期間が開始する前または（1）に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供を受けられる場合には、保険金を支払いません。

（3）第3条（特定のサービスの範囲）のサービスのうち旅行に係るもので（1）に規定する期間内に旅行行程（注）が開始する場合には、（1）に規定する期間が経過した後その旅行行程が終了する場合であっても、その旅行に係るサービスは、（1）に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

（注）旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。

第6条（キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係）

（1）当社は、第2条（保険金を支払う場合）（1）の特定のサービスを予約した後、そのサービスの提供を受ける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金を支払います。

（2）（1）の予約した日およびサービスの提供を受ける日が明確でない場合には、当社は、保険金を支払いません。

第7条（キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係）

（1）当社は、普通保険約款第13条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任の始期または保険料領収前（注1）に、キャンセル事由の原因（注2）が生じていたため被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約の保険期間の開始日に保険期間が終了する前契約の始期または保険料領収前とします。

（注2）被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族について、キャンセル事由となる死亡または入院の直接の原因となった傷害の発生または疾病の発病をいいます。

（2）（1）の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

第8条（保険期間と支払責任の関係）

当社は、この保険契約の保険期間中にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金を支払います。

第9条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、第2条（保険金を支払う場合）（1）の特定のサービスが、被保険者の職務遂行に係るものである場合には、保険金を支払いません。

（2）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的とした使用による場合には、保険金を支払います。

⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注3）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑥ 妊娠、出産、早産または流産による入院
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（注5）を除きます。
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑪ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5）政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

（注6）使用済燃料を含みます。

（注7）原子核分裂生成物^{けい}を含みます。

（3）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものによってキャンセル事由が発生したことによる損害に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第10条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、第4条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額から、被保険者の自己負担額を差し引いた額とします。

第11条（支払保険金の限度）

当会社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第12条（損害防止義務）

- （1）キャンセル事由が発生した場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、遅滞なく、サービスに関する契約を解除する等キャンセル費用の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、発生および拡大を防止できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（回収金額の控除）

被保険者が負担したキャンセル費用について第三者より支払われた損害賠償金等の回収金がある場合は、その額を被保険者が負担した第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害の額から差し引くものとします。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。
ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2)(1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に被保険者の自己負担額(注)の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額(注)を差し引いた額とします。

(注)第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、それぞれの保険契約または共済契約の支払保険金または支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第15条(事故発生時の義務)

(1)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、キャンセル事由が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① キャンセル事由の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当会社へ通知すること。
この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② キャンセル事由の発生によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ③ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
- ④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
- ⑤ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく当会社へ通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注)について遅滞なく当会社へ通知すること。
- ⑦ 当会社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)①または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② (1)②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ③ (1)③に違反した場合は、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額
- ④ (1)④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(3)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)①もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条(保険金の請求)

(1)この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2)被保険者または保険金を受け取るべき者がこの特約にかかる保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 当会社の定める事故状況報告書
- ② サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類
- ③ 被保険者が負担したキャンセル費用の額を証明する書類
- ④ 被保険者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類
- ⑤ 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡診断書または死体検案書

- ⑥ 入院がキャンセル事由である場合には、入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ⑦ 死亡または入院の直接の原因が疾病である場合は、その疾病が保険責任の始期または保険料領収日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ⑧ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑨ その他当会社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の３親等内の親族
- （注）普通保険約款第１条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- （５）当会社は、キャンセル事由が発生したことにより被った損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （６）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（５）の規定に違反した場合または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 17 条（保険金の支払時期）

- （１）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、キャンセル事由の発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額およびキャンセル事由と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第18条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第15条(事故発生時の義務)(1) ①の規定による通知または第16条(保険金の請求)(2)の書類を受け取った場合は、傷害または疾病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第19条(時効)

保険金請求権は、第16条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければ

なりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第21条（普通保険約款の適用除外）

- （１）普通保険約款第３条（保険金を支払わない場合―その１）から第12条（他の身体の障害または疾病の影響）まで、第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第22条（被保険者による保険契約の解除請求）、第24条（保険料の返還または請求―告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（２）および（５）ならびに第28条（事故の通知）から第34条（死亡保険金受取人の変更）までの規定は適用しません。
- （２）保険契約者が普通保険約款第21条（重大事由による解除）（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより同条（１）の規定による解除がなされた場合には、同条（３）の規定は、同条（１）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者または費用の負担者に生じた損害については適用しません。

第22条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第１条（用語の定義）危険の定義中「傷害」とあるのは「キャンセル費用補償特約第２条（保険金を支払う場合）（１）のキャンセル事由による損害」
- ② 第13条（保険責任の始期および終期）（３）の規定中「事故による傷害」とあるのは「キャンセル費用補償特約第２条（保険金を支払う場合）（１）のキャンセル事由による損害」
- ③ 第14条（告知義務）（３）③の規定中「第２条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「キャンセル費用補償特約第２条（保険金を支払う場合）（１）のキャンセル事由が発生する前に」
- ④ 第14条（４）の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「損害が生じた後に」
- ⑤ 第14条（５）の規定中「傷害」とあるのは「キャンセル費用補償特約第２条（保険金を支払う場合）（１）のキャンセル事由による損害」
- ⑥ 第21条（重大事由による解除）（１）①の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑦ 第21条（２）①および（注）ならびに（３）の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または費用の負担者」
- ⑧ 第21条（３）の規定中「傷害」とあるのは「キャンセル費用補償特約第２条（保険金を支払う場合）（１）のキャンセル事由による損害」
- ⑨ 第２４条（保険料の返還または請求―告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（７）の規定中「事故による傷害」とあるのは「キャンセル費用補償特約第２条（保険金を支払う場合）（１）のキャンセル事由による損害」

第23条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- （１）この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第２条（保険金を支払わない場合）および第４条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （２）この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、普通保険約款第21条（重大事由による解除）（２）②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または費用の負担者」、同条（３）の規定中「家族」とあるのは「被保険者」、家族特約第10条（保険料の返還―解除の場合）（３）の規定中「家族」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第24条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- （１）この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、同特約第２条（保険金を支払わない場合）および第４条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （２）この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、普通保険約款第21条（重大事由による解除）（２）②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または費用の負担者」、同条（３）の規定中「夫婦」とあるのは「被保険者」、家族特約（夫婦用）第10条（保険料の返還―解除の

場合) (3) の規定中「夫婦」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第25条 (家族特約 (配偶者補償対象外用) が付帯された場合の取扱い)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約 (配偶者補償対象外用) が付帯された場合には、同特約第2条 (保険金を支払わない場合) および第4条 (当会社の責任限度額) の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約 (配偶者補償対象外用) が付帯された場合には、普通保険約款第21条 (重大事由による解除) (2) ②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または費用の負担者」、同条 (3) の規定中「家族」とあるのは「被保険者」、家族特約 (配偶者補償対象外用) 第10条 (保険料の返還—解除の場合) (3) の規定中「家族」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第26条 (交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合には、同特約第3条 (保険金を支払わない場合) の規定は適用しません。

第27条 (個別適用)

この特約の規定は、第10条 (保険金の支払額) および第11条 (支払保険金の限度) の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第28条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

救援者費用等補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
救援者	被保険者の捜索（注）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族をいいます。 （注）捜索、救助または移送をいいます。
現地	事故発生地または被保険者の収容地をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、その費用の負担者に保険金を支払います。

- ① 保険期間中に、被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- ② 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- ③ 保険期間中に住宅（注1）外において被った普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院した場合（注2）。

（注1）被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。

（注2）治療のため被保険者以外の医師が必要と認め、他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。

第3条（費用の範囲）

前条の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 捜索救助費用
遭難した被保険者を捜索（注1）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
- ② 交通費
救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、前条②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- ③ 宿泊料
現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、前条②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- ④ 移送費用
死亡した被保険者を現地から被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注2）をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅の

ための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から除きます。

⑤ 諸雑費

救援者の渡航手続費（注3）および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体処理費等をいい、次のいずれかの金額を限度とします。

ア．これらの費用が、被保険者が日本国外において前条①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、20万円

イ．これらの費用が、被保険者が日本国内において前条①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生したときは、3万円

（注1） 捜索、救助または移送をいいます。

（注2） 治療のため被保険者以外の医師または看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

（注3） 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア．法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間

イ．道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注3）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（注5）を除きます。

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

⑭ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故

山岳登山（注8）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注9）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 運転する地における法令によるものをいいます。

（注3） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注6) 使用済燃料を含みます。

(注7) 原子核分裂生成物を含みます。

(注8) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注9) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等^{けい}を含みます。）を除きます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条（保険金を支払う場合）③の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（保険金の支払額）

当会社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

第6条（支払保険金の限度）

当会社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が、第3条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第8条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 第2条①から③までに掲げる場合のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア．第2条①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況

イ．第2条③の場合は、事故発生の状況および傷害の程度

② 第2条①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことによって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

③ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。

⑤ 損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 当会社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（２）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① （１）①または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ② （１）②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ③ （１）③に違反した場合は、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額
- ④ （１）④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（３）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）①もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

（１）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）被保険者または保険金を受け取るべき者がこの特約にかかる保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類
- ② 保険金の支払を受けようとする第3条（費用の範囲）①から⑤までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ③ その他当社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

（５）当社は、第2条（保険金を支払う場合）①から③までのいずれかに該当したことにより発生した費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（６）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（５）の規定に違反した場合または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の支払時期）

（１）当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、第2条（保険金を支払う場合）①から③までの事由の発生の状況、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額および第2条①から③までの事由と費用との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② （1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（4）（1）または（2）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第11条（時効）

保険金請求権は、第9条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条（代位）

（1）第2条（保険金を支払う場合）の費用が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合

被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（普通保険約款の適用除外）

(1) 普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）から第12条（他の身体の障害または疾病の影響）まで、第15条（職業または職務の変更にに関する通知義務）、第22条（被保険者による保険契約の解除請求）、第24条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更にに関する通知義務等の場合）(2)および(5)ならびに第28条（事故の通知）から第34条（死亡保険金受取人の変更）までの規定は適用しません。

(2) 保険契約者が普通保険約款第21条（重大事由による解除）(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより同条(1)の規定による解除がなされた場合には、同条(3)の規定は、同条(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者または費用の負担者に生じた損害については適用しません。

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（用語の定義）危険の定義中「傷害」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生する費用」
- ② 第13条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故による傷害」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ③ 第14条（告知義務）(3)③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する前に」
- ④ 第14条(4)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当した後に」
- ⑤ 第14条(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ⑥ 第21条（重大事由による解除）(1)①の規定中「傷害」とあるのは「費用」
- ⑦ 第21条(2)①および（注）ならびに(3)の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または費用の負担者」
- ⑧ 第21条(3)の規定中「傷害」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ⑨ 第24条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更にに関する通知義務等の場合）(7)の規定中「事故による傷害」とあるのは「救援者費用等補償特約第2条（保険金を支払う場合）①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」

第15条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、普通保険約款第21条（重大事由による解除）(2)②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または費用の負担者」、同条(3)の規定中「家族」とあるのは「被保険者」、家族特約第10条（保険料の返還—解除の場合）(3)の規定中

「家族」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第16条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- （１）この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、同特約第２条（保険金を支払わない場合）および第４条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （２）この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、普通保険約款第21条（重大事由による解除）（２）②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または費用の負担者」、同条（３）の規定中「夫婦」とあるのは「被保険者」、家族特約（夫婦用）第10条（保険料の返還－解除の場合）（３）の規定中「夫婦」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第17条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

- （１）この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、同特約第２条（保険金を支払わない場合）および第４条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- （２）この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、普通保険約款第21条（重大事由による解除）（２）②の規定中「被保険者」とあるのは「被保険者または費用の負担者」、同条（３）の規定中「家族」とあるのは「被保険者」、家族特約（配偶者補償対象外用）第10条（保険料の返還－解除の場合）（３）の規定中「家族」とあるのは「本人」と読み替えて適用します。

第18条（個別適用）

この特約の規定は、第６条（支払保険金の限度）の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

介護保険金補償対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第9条（介護保険金の支払）の規定により支払われる介護保険金を支払いません。

家族特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	本人のほか、第3条（被保険者の範囲）（1）①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（被保険者の範囲）

- （1）当会社は、この特約により、本人のほか、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。
- ① 本人の配偶者
 - ② 本人またはその配偶者の同居の親族
 - ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- （2）（1）の本人またはその配偶者との続柄は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害の原因となった事故の発生時におけるものをいいます。
- （3）保険契約締結の後、本人が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約を解除すること。
- （注）第6条（保険契約の失効）に該当する場合を除きます。
- （4）（3）の事由によって本人が死亡した場合でも、（3）の手続が行われるまでの間、（1）および（2）の規定の適用は、その本人またはその配偶者との続柄によるものとします。

第4条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額
- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額

第5条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② この保険契約の被保険者となることについて、死亡保険金受取人を定める場合（注）に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかったとき。

（注）その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第6条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第3条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第7条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

（1）普通保険約款第21条（重大事由による解除）（2）④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から普通保険約款第22条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定による解除請求があった場合、または本人により同条（3）に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約（注2）を解除すること。

（注1）保険契約締結の後、本人が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

（注2）その家族に係る部分に限ります。

（2）普通保険約款第21条（重大事由による解除）（2）④の規定により当会社が本人である被保険者に係る部分について解除を行った場合または普通保険約款第22条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により本人が解除を行った場合でも、（1）の手続が行われるまでの間、第3条（被保険者の範囲）（1）および（2）の規定の適用は、その本人またはその配偶者との続柄によるものとします。

（3）（1）①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次条（1）または（2）の規定を準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。

第8条（保険料の返還または請求—本人の変更の場合）

（1）第3条（被保険者の範囲）（3）①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、次の規定に従うものとします。

① 変更後料率（注1）が、変更前料率（注2）よりも高い場合には、当会社は、その差に基づき、未経過期間に対し月割（注3）をもって計算した保険料を請求します。

② 変更後料率（注1）が、変更前料率（注2）よりも低い場合には、当会社は、その差に基づき計算した保険料について、既経過期間に対し月割（注3）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注1）変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注2）変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）1か月に満たない期間は1か月とします。

（2）保険契約者が（1）①の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当会社は、第3条（被保険者の範囲）（3）の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注2）変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第9条（保険料の返還—無効または失効の場合）

（1）保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第5条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

（2）保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、第3条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者全員が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第10条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第3条(被保険者の範囲)(3)②、第7条(本人である被保険者に係る部分の解除の特則)(1)②または普通保険約款第20条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注)をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

- (2) 普通保険約款第14条(告知義務)(2)、第21条(重大事由による解除)(1)または第24条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注)をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

- (3) 普通保険約款第21条(重大事由による解除)(2)①または③の規定により、当会社がこの保険契約(注1)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注2)をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注1) その家族に係る部分に限ります。

(注2) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第11条(保険金の請求)

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合で、傷害を被った被保険者が本人以外の場合は、普通保険約款第29条(保険金の請求)(3)および(4)に規定する書類のほか、本人またはその配偶者との続柄を証明する健康保険証の写しまたは住民票等を提出しなければなりません。

第12条(死亡保険金受取人の変更)

普通保険約款第34条(死亡保険金受取人の変更)(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第13条(普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款の次の規定は適用しません。

- ① 第10条(当会社の責任限度額)
- ② 第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)(6)および(7)
- ③ 第17条(保険契約の無効)
- ④ 第18条(保険契約の失効)
- ⑤ 第25条(保険料の返還—無効または失効の場合)
- ⑥ 第27条(保険料の返還—解除の場合)

第14条(普通保険約款の読み替え)

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第3条(保険金を支払わない場合—その1)(1)①の規定中「保険契約者(注1)または被保険者」とあるのは「被保険者」
- ② 第3条(1)②の規定中「①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)」とあるのは「保険金を受け取るべき者(注2)」
- ③ 第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)の規定中「被保険者が保険証券記載の職業または職務」とあるのは「本人が保険証券記載の職業または職務」、同条(2)の規定中「被保険者」とあるのは「本人」

- ④ 第 38 条（被保険者が複数の場合の約款の適用）の規定中「被保険者」とあるのは「家族」、「2 名以上」とあるのは「2 以上」
- (2) この特約については、普通保険約款第 21 条（重大事由による解除）（2）および（3）を次のとおり読み替えて適用します。
- 「
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
- ① 本人が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、（1）③アからオまでのいずれかに該当すること。
- ④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- （注）①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が傷害（注 1）の発生した後になされた場合であっても、第 23 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（注 1）に対しては、当会社は、保険金（注 2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注 2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （注 1）(2) ①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害をいい、(2) ②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
- （注 2）(2) ③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。
- 」

第 15 条（個別適用）

- (1) 普通保険約款およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。
- (2) (1) の規定にかかわらず、第 5 条（保険契約の無効）および第 6 条（保険契約の失効）の規定は、家族が 2 以上である場合は、それぞれの家族ごとに適用します。

第 16 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第2条（保険金を支払わない場合）の職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）テストライダーをいいます。

（注2）動物園の飼育係を含みます。

（注3）レフリーを含みます。

家族特約（夫婦用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
夫婦	本人およびその配偶者をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（被保険者の範囲）

- （1）当会社は、この特約により、本人のほか、その配偶者を被保険者とします。
 - （2）（1）の本人とその配偶者との続柄は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害の原因となった事故の発生時におけるものをいいます。
 - （3）保険契約締結の後、本人が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
 - ① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
 - ② この保険契約を解除すること。
- （注）第6条（保険契約の失効）に該当する場合を除きます。
- （4）（3）の事由によって本人が死亡した場合でも、（3）の手続が行われるまでの間、（1）および（2）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

第4条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券に記載された本人およびその配偶者のそれぞれの保険金額をもって限度とします。

第5条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
 - ② この保険契約の被保険者となることについて、死亡保険金受取人を定める場合（注）に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかったとき。
- （注）その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第6条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第3条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第7条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

- （1）普通保険約款第21条（重大事由による解除）（2）④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から普通保険約款第22条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定による解除請求があった場合、または本人により同条（3）に規定する解除が行われた場

合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約（注2）を解除すること。

（注1）保険契約締結の後、本人が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

（注2）その夫婦に係る部分に限ります。

（2）普通保険約款第21条（重大事由による解除）（2）④の規定により当会社が本人である被保険者に係る部分について解除を行った場合または普通保険約款第22条（被保険者による保険契約の解除請求）

（3）の規定により本人が解除を行った場合でも、（1）の手続が行われるまでの間、第3条（被保険者の範囲）（1）および（2）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

（3）（1）①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次条（1）または（2）の規定を準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。

第8条（保険料の返還または請求－本人の変更の場合）

（1）第3条（被保険者の範囲）（3）①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、次の規定に従うものとします。

① 変更後料率（注1）が、変更前料率（注2）よりも高い場合には、当会社は、その差に基づき、未経過期間に対し月割（注3）をもって計算した保険料を請求します。

② 変更後料率（注1）が、変更前料率（注2）よりも低い場合には、当会社は、その差に基づき計算した保険料について、既経過期間に対し月割（注3）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注1）変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注2）変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）1か月に満たない期間は1か月とします。

（2）保険契約者が（1）①の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当会社は、第3条（被保険者の範囲）（3）の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注2）変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第9条（保険料の返還－無効または失効の場合）

（1）保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第5条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

（2）保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、第3条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者全員が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

第10条（保険料の返還－解除の場合）

（1）第3条（被保険者の範囲）（3）②、第7条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）（1）

②または普通保険約款第20条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

(2) 普通保険約款第14条（告知義務）（2）、第21条（重大事由による解除）（1）または第24条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

(3) 普通保険約款第21条（重大事由による解除）（2）①または③の規定により、当社がこの保険契約（注1）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し月割（注2）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注1）その夫婦に係る部分に限ります。

（注2）1か月に満たない期間は1か月とします。

第11条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合で、傷害を被った被保険者が本人以外のときは、普通保険約款第29条（保険金の請求）（3）および（4）に規定する書類のほか、本人との続柄を証明する健康保険証の写しまたは住民票等を提出しなければなりません。

第12条（死亡保険金受取人の変更）

普通保険約款第34条（死亡保険金受取人の変更）（1）、（2）および（5）の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第13条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の次の規定は適用しません。

- ① 第10条（当社の責任限度額）
- ② 第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）および（7）
- ③ 第17条（保険契約の無効）
- ④ 第18条（保険契約の失効）
- ⑤ 第25条（保険料の返還—無効または失効の場合）
- ⑥ 第27条（保険料の返還—解除の場合）

第14条（普通保険約款の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第3条（保険金を支払わない場合—その1）（1）①の規定中「保険契約者（注1）または被保険者」とあるのは「被保険者」
- ② 第3条（1）②の規定中「①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）」とあるのは「保険金を受け取るべき者（注2）」
- ③ 第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）の規定中「被保険者が保険証券記載の職業または職務」とあるのは「本人が保険証券記載の職業または職務」、同条（2）の規定中「被保険者」とあるのは「本人」
- ④ 第38条（被保険者が複数の場合の約款の適用）の規定中「被保険者」とあるのは「夫婦」、「2名以上」とあるのは「2以上」

(2) この特約については、普通保険約款第21条（重大事由による解除）（2）および（3）を次のとおり読み替えて適用します。

「

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 本人が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

(注) ①または③の事由がある場合には、その夫婦に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害(注1)に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) ①の規定による解除がなされた場合には、その夫婦に生じた傷害をいい、(2) ②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2) ③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

」

第15条(個別適用)

(1) 普通保険約款およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

(2) (1) の規定にかかわらず、第5条(保険契約の無効)および第6条(保険契約の失効)の規定は、夫婦が2以上である場合は、それぞれの夫婦ごとに適用します。

第16条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第2条（保険金を支払わない場合）の職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）テストライダーをいいます。

（注2）動物園の飼育係を含みます。

（注3）レフリーを含みます。

家族特約（配偶者補償対象外用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	本人ならびに本人の同居の親族（注）および別居の未婚の子をいいます。 （注）本人の配偶者を除きます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（被保険者の範囲）

（1）当会社は、この特約により、本人のほか、本人の同居の親族（注）および別居の未婚の子を被保険者とします。

（注）本人の配偶者を除きます。

（2）（1）の本人と本人以外の被保険者との続柄は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害の原因となった事故の発生時におけるものをいいます。

（3）保険契約締結の後、本人が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注）には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約を解除すること。

（注）第6条（保険契約の失効）に該当する場合を除きます。

（4）（3）の事由によって本人が死亡した場合でも、（3）の手続が行われるまでの間、（1）および（2）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

第4条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

① 本人については、保険証券に記載された保険金額

② 本人以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額

第5条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② この保険契約の被保険者となることについて、死亡保険金受取人を定める場合（注）に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかったとき。

（注）その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第6条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第3条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者がいなく

なった場合には、保険契約は効力を失います。

第7条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

（1）普通保険約款第21条（重大事由による解除）（2）④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から普通保険約款第22条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定による解除請求があった場合、または本人により同条（3）に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約（注2）を解除すること。

（注1）保険契約締結の後、本人が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

（注2）その家族に係る部分に限ります。

（2）普通保険約款第21条（重大事由による解除）（2）④の規定により当会社が本人である被保険者に係る部分について解除を行った場合または普通保険約款第22条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により本人が解除を行った場合でも、（1）の手続が行われるまでの間、第3条（被保険者の範囲）（1）および（2）の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

（3）（1）①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次条（1）または（2）の規定を準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。

第8条（保険料の返還または請求—本人の変更の場合）

（1）第3条（被保険者の範囲）（3）①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、次の規定に従うものとします。

① 変更後料率（注1）が、変更前料率（注2）よりも高い場合には、当会社は、その差に基づき、未経過期間に対し月割（注3）をもって計算した保険料を請求します。

② 変更後料率（注1）が、変更前料率（注2）よりも低い場合には、当会社は、その差に基づき計算した保険料について、既経過期間に対し月割（注3）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注1）変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注2）変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）1か月に満たない期間は1か月とします。

（2）保険契約者が（1）①の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当会社は、第3条（被保険者の範囲）（3）の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注2）変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第9条（保険料の返還—無効または失効の場合）

（1）保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第5条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

（2）保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、第3条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者全員が普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

第10条（保険料の返還—解除の場合）

(1) 第3条(被保険者の範囲)(3)②、第7条(本人である被保険者に係る部分の解除の特則)(1)②または普通保険約款第20条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注)をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(2) 普通保険約款第14条(告知義務)(2)、第21条(重大事由による解除)(1)または第24条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注)をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(3) 普通保険約款第21条(重大事由による解除)(2)①または③の規定により、当会社がこの保険契約(注1)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割(注2)をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注1) その家族に係る部分に限ります。

(注2) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第11条(保険金の請求)

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合で、傷害を被った被保険者が本人以外のときは、普通保険約款第29条(保険金の請求)(3)および(4)に規定する書類のほか、本人との続柄を証明する健康保険証の写しまたは住民票等を提出しなければなりません。

第12条(死亡保険金受取人の変更)

普通保険約款第34条(死亡保険金受取人の変更)(1)、(2)および(5)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

第13条(普通保険約款の適用除外)

この特約については、普通保険約款の次の規定は適用しません。

- ① 第10条(当会社の責任限度額)
- ② 第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)(6)および(7)
- ③ 第17条(保険契約の無効)
- ④ 第18条(保険契約の失効)
- ⑤ 第25条(保険料の返還—無効または失効の場合)
- ⑥ 第27条(保険料の返還—解除の場合)

第14条(普通保険約款の読み替え)

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第3条(保険金を支払わない場合—その1)(1)①の規定中「保険契約者(注1)または被保険者」とあるのは「被保険者」
- ② 第3条(1)②の規定中「①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)」とあるのは「保険金を受け取るべき者(注2)」
- ③ 第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)の規定中「被保険者が保険証券記載の職業または職務」とあるのは「本人が保険証券記載の職業または職務」、同条(2)の規定中「被保険者」とあるのは「本人」
- ④ 第38条(被保険者が複数の場合の約款の適用)の規定中「被保険者」とあるのは「家族」、「2名以上」とあるのは「2以上」

(2) この特約については、普通保険約款第21条(重大事由による解除)(2)および(3)を次のとおり読み替えて適用します。

「

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 本人が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。
- ④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

（注）①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第23条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注1）(2) ①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害をいい、(2) ②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

（注2）(2) ③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

」

第15条（個別適用）

- (1) 普通保険約款およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。
- (2) (1) の規定にかかわらず、第5条（保険契約の無効）および第6条（保険契約の失効）の規定は、家族が2以上である場合は、それぞれの家族ごとに適用します。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第2条（保険金を支払わない場合）の職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）テストライダーをいいます。

（注2）動物園の飼育係を含みます。

（注3）レフリーを含みます。

一般団体傷害総合保険保険料分割払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数で分割した金額をいいます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い、当会社が1被保険者について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、死亡保険金の支払を受ける以前に、その死亡保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その分割保険料が払い込まれる前に到来した次回払込期日（注）において、次回払込期日（注）に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

（注）払込期日の翌月の払込期日をいいます。

（2）（1）の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① （1）①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
- ② （1）②による解除の場合は、次回払込期日（注）

（注）払込期日の翌月の払込期日をいいます。

第8条（保険料の返還または請求）

この保険契約が解除または失効となる場合には、普通保険約款の規定に従い計算した返還保険料から、未払込分割保険料を差し引いた残額を返還（注）します。

（注）算出した返還保険料がマイナスとなる場合は、保険料を請求します。

第9条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合には、第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中「1被保険者について」とあるのは「1家族全員について」、「その死亡保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その死亡保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第10条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合には、第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中「1被保険者について」とあるのは「1夫婦全員について」、「その死亡保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その死亡保険金が支払われるべきその夫婦」と読み替えて適用します。

第11条（家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者補償対象外用）が付帯された場合には、第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）の規定中「1被保険者について」とあるのは「1家族全員について」、「その死亡保険金が支払われるべき被保険者」とあるのは「その死亡保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

熱中症補償特約

この特約は、すべてのご契約に自動的に適用されます。

第1条（普通保険約款の読み替え）

当会社は、この特約により、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（1）の傷害には日射または熱射による身体の障害を含むものとします。

第2条（この特約の適用）

当会社は、被保険者の死亡については、この特約を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

食中毒補償特約

この特約は、すべてのご契約に自動的に適用されます。

第1条（普通保険約款の読み替え）

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「（2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。」

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この保険契約に特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金支払特約または特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金支払特約が付帯されている場合は、その特約の規定に従い保険金を支払うべき特定感染症による中毒症状に対しては、この特約に基づく後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金を支払いません。

第3条（この特約の適用）

当会社は、被保険者の死亡については、この特約を適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

職種一覧

この表は、職種コードごとの職業分類を記載したものです。

(注) 被保険者ごとの職種を確認する際には、被保険者明細書に記載の職種コードをもとに、この表をご参照ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または当社へご連絡ください。

職種コード	職業分類
011	研究者
021	技術者・技師（金属精錬・化学・窯業・食品・農業・電気）
022	技術者・技師（鉱山）
023	技術者・技師（航空機）
024	技術者・技師（土木・建築）
025	技術者・技師（造船）
026	技術者・技師（その他）
031	教員・教師・講師
041	医師・歯科医師
042	薬剤師
043	船医
044	保健師・助産師・看護師
045	マッサージ師・指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師
049	保健医療従事者（診療放射線技師・歯科技工士等）
051	芸術家・芸能家
061	職業スポーツ家
071	弁護士
072	裁判官・検察官・司法書士等
073	公認会計士
074	税理士・社会保険労務士・中小企業診断士・弁理士等
075	記者・編集者・評論家・僧侶・牧師・検査員・不動産鑑定士等
076	その他の専門的職業従事者（スキーインストラクター・武道師範・自動車教習所教員等）
111	管理的職業従事者
121	一般事務従事者
131	作業的事務員
141	商品販売従事者
191	その他の販売従事者
211	農耕作業
221	養蚕作業
231	養畜作業
241	林業作業
251	植木職・造園師・狩猟者等
261	漁業作業

職種コード	職業分類
271	採掘作業者
311	鉄道関係従事者
321	船舶関係従事者
331	自動車運転者
341	航空機関係従事者（客室乗務員・整備員等）
342	航空機関係従事者（航空機乗組員）
351	その他の運輸従事者
361	通信従事者
411	金属材料製造作業者
421	金属加工作業者
431	電気機械器具組立・修理作業者
441	輸送機械組立・修理作業者
442	船舶組立工
451	計器・光学機械器具組立・修理作業者
491	その他機械組立工
511	製糸・紡織作業者
521	裁断・縫製作業者
531	木・竹・草・つる製品製造作業者
541	パルプ・紙・紙製品製造作業者
551	印刷・製本作業者
611	ゴム・プラスチック製品製造作業者
621	かわ・かわ製品製造作業者
631	窯業・土石製品製造作業者
641	飲食料品製造作業者
651	化学製品製造作業者
711	建設作業者（陸上）
712	建設作業者（海上）
721	定置機関・機械および建設機械運転作業者
731	電気作業者
741	技術補助員
791	その他の技能工・生産工程作業者
811	保安職業従事者
821	家事サービス職業従事者
831	個人サービス職業従事者
891	その他のサービス職業従事者
911	いずれにも入らないもの（有職者以外）

明治安田損害保険株式会社

〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-11-1
TEL (03) 3257-3111 (代)